

職員の給与に関する報告及び勧告 並びに人事管理に関する報告

令和7年10月

鳥取県人事委員会



令和 7 年 1 0 月 8 日

鳥取県議会議長 福 田 俊 史 様
鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治 様

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久美子

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について

本委員会は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の規定に基づき、職員の給与について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告するとともに、人事管理について別紙第 3 のとおり報告します。

ついては、この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

ページ

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	職員の給与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	民間事業所従業員の給与の状況・・・・・・・・	2
3	国家公務員の給与の状況・・・・・・・・・・	5
4	他の都道府県等の職員の給与の状況・・・・・	6
5	生計費・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	その他の事情・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	本年の給与改定・・・・・・・・・・・・・・・・	7
8	給与に関する制度等の見直し・・・・・・・・	8

別紙第2 職員の給与に関する勧告・・・・・・・・・・ 11

別紙第3 人事管理に関する報告

1	職員が成長し、やりがいをもってその能力を発揮できる魅力ある組織の実現・・・	44
2	職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境の整備・・・	46
3	結び・・・・・・・・・・・・・・・・	51

参考資料

- 1 職員給与関係資料
- 2 民間給与関係資料
- 3 生計費関係資料
- 4 人事管理に関する報告関係資料
- 5 人事院勧告・報告関係資料

別紙第 1

職員の給与に関する報告

地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 14 条第 1 項に、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとの情勢適応の原則が定められている。また、給与についての具体的な判断基準は、同法第 24 条第 2 項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されている。

本委員会は、これらの規定に基づき、本県職員の給与を取り巻く状況について調査・検討した。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与の状況

本年 4 月 1 日現在の職員の給与について調査を行った結果、職員の給与に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 3 号）の適用を受けている職員数は 9,291 人であった。平均年齢は、昨年と比べ 0.2 歳低い 42.2 歳となっている。適用を受ける給料表は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び海事職の 6 種 9 給料表となっており、諸手当については、扶養手当、住居手当などの支給を受けている。

本年 4 月における給与の支給状況等は、表 1 のとおりである（参考資料第 1 表から第 3 表まで）。

表 1 給与の支給状況等（本年 4 月）

区 分		全 職 員	左のうち 行政職給料表適用職員
職 員 数		9,291 人	3,003 人
平 均 年 齢		42.2 歳	42.0 歳
平 均 経 験 年 数		19.8 年	19.8 年
平均給与月額	給 料	359,039 円	327,688 円
	扶 養 手 当	9,856 円	8,396 円
	管 理 職 手 当	6,703 円	9,684 円
	地 域 手 当	731 円	943 円
	住 居 手 当	5,952 円	6,862 円
	その他の手当	4,725 円	542 円
	合 計	387,006 円	354,115 円

- (注) 1 給料には、教職調整額を含む。
2 その他の手当とは、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等である。
3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第 9 項により給料月額が決定される職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は、含まれていない。

- 4 「特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例」（令和7年鳥取県条例第1号）第7条第2項により給料月額が決定される鳥取方式短時間勤務職員は、含まれていない。

2 民間事業所従業員の給与の状況

（1）民間給与実態調査の結果

本委員会は、職員と県内の民間事業所従業員との給与の比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の240事業所のうち、133事業所を無作為抽出して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、90.2%と高いものとなっており、調査結果は広く精確に県内の民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

なお、後記（2）のイのとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員の給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

県内の民間事業所における給与改定については、表2のとおり、従業員に対してベースアップを実施した事業所の割合が68.9%、ベースアップを中止した事業所の割合は1.8%、ベースダウンとした事業所の割合は1.8%であった（参考資料第18表）。

表2 給与改定の実施状況の推移

項 目	企業規模	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ベースアップ実施	100人以上	—	—	—	—	68.9%
	50人以上	27.5%	41.6%	58.7%	65.2%	65.9%
ベースアップ中止	100人以上	—	—	—	—	1.8%
	50人以上	24.0%	11.6%	0.9%	2.9%	2.4%
ベースダウン	100人以上	—	—	—	—	1.8%
	50人以上	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	1.4%

（注） 1 係員における状況である。

2 ベースアップの慣行がない事業所があるため、合計が100%にはならない。

一方、県内の民間事業所における定期昇給の実施状況については、表2-2のとおり、従業員に対して定期昇給を実施した事業所の割合は92.8%であった（参考資料第19表）。

表 2－2 定期昇給の実施状況の推移

項 目	企業規模	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
定期昇給実施	100 人以上	—	—	—	—	92.8%
	50 人以上	82.6%	87.7%	89.9%	91.5%	92.1%
昇給額の増	100 人以上	—	—	—	—	20.2%
	50 人以上	13.5%	20.5%	22.1%	25.8%	22.6%
昇給額の減	100 人以上	—	—	—	—	7.7%
	50 人以上	8.3%	2.0%	1.1%	2.9%	7.3%
変 化 な し	100 人以上	—	—	—	—	64.8%
	50 人以上	60.8%	65.2%	66.7%	62.9%	62.2%
定期昇給中止	100 人以上	—	—	—	—	1.0%
	50 人以上	5.2%	2.1%	3.0%	0.0%	0.8%

(注) 1 係員における状況である。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 定期昇給制度がない事業所があるため、合計が 100%にはならない。

(2) 職員と民間事業所従業員の給与水準の比較

ア ラスパイレス方式による月例給の比較

職員と県内の民間事業所従業員の月例給の比較は、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所従業員においてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者の 4 月分の給与月額を用い、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を対比させることにより、精密に行っている。

職員と民間事業所従業員では人員構成が異なっているにもかかわらず、単純平均したものを使用すれば、平均年齢の違いによる平均給与額の違いが考慮されないなど、集団同士の給与水準を比較する上では適当でない。

給与を決定する際の基礎的な要素（役職段階、年齢及び学歴）を統一させて比較する方式（ラスパイレス方式）により比較することで、より精確に給与水準の実態を反映したものになり、この方式は、現在では国家公務員をはじめ全国の地方公務員の統一的な給与比較方法として定着している。

本県においても、職員と県内の民間事業所従業員の月例給を比較するに当たっては、引き続きラスパイレス方式を採用することが適当である。

イ 比較方法の見直し

(ア) 人事院の見直し

人事院では、「人事行政諮問会議」が行った本年 3 月の最終提言等を踏まえ、本年の官民給与の比較から、比較対象企業規模を従来の 50 人以上から 100 人以上に引き上げるとともに、本府省職員については、比較対象としている東京都特別区の本店事業所の企業規模を従来の 500 人以

上から 1,000 人以上に引き上げるよう見直しを行った。また、月例給の比較対象企業規模を 100 人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の官民比較においても、企業規模 100 人以上の民間企業を比較対象とすることとした。

(イ) 本県の見直し

職員と比較を行う県内の民間事業所の規模については、人事院と同様に月例給における同種・同等の者同士を比較するという原則の下で、民間事業所の従業員の給与をより広く把握し反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が必要である。

行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえると、本県においても月例給及び特別給の比較対象企業規模を従来の 50 人以上から 100 人以上に見直しを行うことが適当であると考ええる。

なお、人事院が行った国の本府省職員に関する見直しについては、本県においては同様の職員が存在しないため影響しない。

ウ 公民給与の比較

(ア) 月例給

本年 4 月分として支給された諸手当を含む給与額について、職員と民間事業所の従業員の額をラスパイレース方式により比較したところ、表 3 のとおり民間事業所従業員の額が職員の額を 10,185 円 (2.86%) 上回る結果となった (参考資料第 17 表)。

表 3 月例給の比較

区 分	民間事業所 従業員 (A)	職員 (B)	公民較差 (A-B)
月 例 給 (令和 7 年 4 月分)	366,799 円	356,614 円	10,185 円 (2.86%)

(注) 1 職員及び民間事業所従業員とも本年度の新規学卒の採用者、県外事務所に勤務する者を除いている。

2 職員は、行政職給料表適用者から 1 に掲げる者を除いた上で民間事業所従業員と比較が可能な 2,863 人を対象としているため、職員の月例給の額は、1 ページの平均給与月額とは異なる。

(イ) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給月数は、表 4 のとおり所定内給与月額の 4,47 月分であり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 4.35 月分を 0.12 月分上回る結果となった (参考資料第 22 表)。

表 4 特別給の比較

区 分	民間事業所 従業員 (A)	職員 (B)	公民較差 (A-B)
特 別 給 (令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月)	4. 47 月分	4. 35 月分	0. 12 月分

3 国家公務員の給与の状況

(1) 国家公務員の給与の状況

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける国家公務員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職など 11 種 17 俸給表並びに特定任期付職員俸給表及び任期付研究員俸給表の適用を受けている。

人事院が行った令和 7 年国家公務員給与等実態調査によると、本年 4 月における給与の支給状況等は、表 5 のとおりである。

表 5 国家公務員の給与の支給状況等

区 分		全 職 員	左のうち行政職俸給表(一)適用職員
職 員 数		249, 149 人	139, 580 人
平 均 年 齢		41. 8 歳	41. 9 歳
平 均 経 験 年 数		19. 8 年	19. 7 年
平均給与月額	俸 給	345, 458 円	332, 237 円
	扶 養 手 当	8, 573 円	7, 896 円
	俸給の特別調整額	11, 810 円	12, 585 円
	地 域 手 当 等	44, 336 円	44, 844 円
	住 居 手 当	7, 227 円	7, 928 円
	その他の手当	7, 575 円	8, 990 円
	合 計	424, 979 円	414, 480 円

(注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。

2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

3 その他の手当とは、本府省業務調整手当、単身赴任手当（基礎額）、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

(2) 県職員と国家公務員の給与水準の比較

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県の行政職給料表の適用を受ける職員の昨年 4 月 1 日現在の俸給月額・給料月額を学歴別及び経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、表 6 のとおり国家公務員を 100 とした場合の本県職員の指数は 96. 6 となっている。

表 6 国公ラスパイレス指数

年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
国公ラスパイレス指数	95.4	95.5	95.8	96.2	96.6

(3) 人事院勧告等の内容

人事院は、全国の人事委員会と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の全国の約 59,200 の民間事業所のうちから、無作為抽出した約 11,900 の事業所について「職種別民間給与実態調査」を実施した。

前記 2 の (2) のイの (ア) の見直しを行った上で、官民給与を比較した結果、本年 4 月に支給された国家公務員の給与は、民間事業所従業員の給与を 15,014 円 (3.62%) 下回っていること、また、特別給の年間支給月数について国家公務員が民間事業所従業員を 0.05 月分下回っていることが判明したとして、本年 8 月 7 日衆議院及び参議院の両議長並びに内閣総理大臣に対して職員の給与等に関する報告・勧告を行った。

その概要は、別添のとおりである（参考資料 5）。

4 他の都道府県等の職員の給与の状況

他の都道府県等の職員の給与については、それぞれの事情はあるものの、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。

また、給与改定に際しては、概ねそれぞれの地域の実態を反映した勧告が行われている。

5 生計費

総務省統計局による「家計調査」を基礎に算出した本年 4 月における鳥取市の世帯人員別の標準生計費は、表 7 のとおりである（参考資料第 25 表）。

表 7 鳥取市の標準生計費（本年 4 月）

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
標準生計費	116,960 円	158,570 円	183,760 円	208,920 円	234,260 円

6 その他の事情

最近の我が国全体の経済・雇用情勢をみると、景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、上記の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなって

いる。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

(注 1)

本県の状況をみると、弱めの動きが続いていた景気の基調は、令和 6 年春頃以降、下げ止まりの動きである。景気の先行きを示す指標については、このところ低下傾向が見られ、景気の先行きは弱含みの状況である。(注 2)

(注) 1 出典：内閣府 令和 7 年 9 月 「月例経済報告」

2 出典：鳥取県総務部統計課 令和 7 年 9 月 「鳥取県の経済動向」

7 本年の給与改定

(1) 給与改定の考え方

ア 月例給

これまで、本委員会では、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、国及び他の地方公共団体の動向も見ながら、職種別民間給与実態調査に表れた地域の民間事業所従業員の給与水準を、より適切に反映させるよう努めてきたところである。この結果、本県職員の給与水準は、国や他の都道府県と比べると、月例給、特別給ともに全国で最も低い水準となっている。

本年の職種別民間給与実態調査によると、2 の(2)のウの(ア)のとおり本年 4 月時点における県職員の給与が民間事業所従業員の給与を 10,185 円 (2.86%) 下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告においては、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、俸給表について若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定をすることとされている。近年、本県の給与制度については、公務としての類似性等を勘案し、国の制度を基本としていることから、給料表の改定に当たっては、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当であり、この改定により、県職員の月例給は民間事業所従業員の月例給を 71 円 (0.02%) 下回っているところまで縮まり、ほぼ均衡した水準となる。

イ 特別給

特別給については、2 の(2)のウの(イ)のとおり、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所の特別給の支給月数を 0.12 月分下回っていたことから、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

(2) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の人

事院勧告による俸給表に準じた改定を行うこととし、給料表の水準を平均 3.1%引き上げることとする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本としつつ、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行う。

イ 諸手当

(ア) 期末手当・勤勉手当

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を 0.10 月分引き上げ、4.45 月分とする。支給月数の引上げ分は期末手当に 0.025 月分と勤勉手当に 0.075 月分を配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当の支給割合を 1.275 月分（特定幹部職員にあっては 1.075 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.000 月分（特定幹部職員にあっては 1.200 月分）とする。令和 8 年度以降については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分（特定幹部職員にあっては 1.0625 月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9625 月分（特定幹部職員にあっては 1.1625 月分）とする。

また、任期付研究員の期末手当及び任期付職員の期末手当・勤勉手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表（1）の改定状況を勘案し、国に準じた改定を行う。

(3) 実施時期

改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

ただし、期末手当・勤勉手当の支給月数の引上げは、令和 7 年 12 月 1 日から実施し、期末手当・勤勉手当の 6 月期と 12 月期の支給割合の変更は、令和 8 年度から実施する。

8 給与に関する制度等の見直し

(1) 見直しの内容

ア 地域手当

国に準じた見直しを行う。

令和 6 年、給与制度のアップデートの一環として勧告等を行ったとおり、愛知県名古屋市等の級地の区分が変動した支給地域について、支給割合の段階的見直しを行う。

イ 通勤手当

国に準じて以下の見直しを行う。

自動車等使用者の勤務公署周辺の駐車場等の利用に対する通勤手当の額について、1 か月当たり 5,000 円を上限とする制度に見直しを行う。

また、月の途中で採用される職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう見直しを行う。

ウ 特地勤務手当に準ずる手当

国に準じて以下の見直しを行う。

準特地公署への採用に伴って住居を移転した職員に対しても手当を支給するよう見直しを行う。

また、手当の額の算定基礎について、現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額とする。

エ へき地手当に準ずる手当

国に準じて以下の見直しを行う。

へき地学校等への採用に伴って住居を移転した職員に対しても手当を支給するよう見直しを行う。

オ 宿日直手当

国に準じた改定を行う。

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行う。

また、本県では、災害等に備えて宿日直勤務を行う場合に支給する手当として庁舎等の保全、文書の収受等の通常の宿日直勤務に対する手当の額を支給しているところであるが、近年の大規模化、複雑化、頻発化する災害等の発生状況や災害等発生時の初動対応、報告・連絡等において一定の責任を担って行う当該宿日直勤務の特殊性を考慮し、国や他県の支給状況を勘案して通常の宿日直勤務に対する手当額より高い額に見直しを行う。

カ 必要在級年数の廃止

国に準じた改正を行う。

職員が昇格するためには、原則として一定の期間昇格前の級に在級することが必要であるが、在級年数によらずに昇格を可能とし、職務・職責に見合った給与処遇を確保していくため、必要在級年数を廃止する。

キ 産業教育に従事する教員確保のための措置

平成 17 年度の給与制度の大幅な見直しに伴い廃止された産業教育手当について、それから一定期間が経過し、社会情勢の変化や産業教育に従事する教員不足の深刻化など、廃止した当時と異なる状況となっていることから、産業教育に従事する教員の勤務環境等を再点検し、手当を廃止した経緯や当時の議論を踏まえた上で、業務の特殊性・困難性等に即した処遇の見直しを行うとともに、教員確保のための措置を講ずる必

要がある。

（２） 実施時期

（１）のウ、（１）のエ、（１）のオの国に準じた改定については、令和７年４月１日から、（１）のア、（１）のイ、（１）のカについては、令和８年４月１日から実施する。

本県職員の給与は一定の改善が図られているものの、国や他の都道府県の職員に比べ低い水準が続いてきているところである。このような中であっても、本県職員は、県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に精励している。議会及び知事におかれては、「職員の給与に関する報告及び勧告制度」についてご理解いただき、別紙第２の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

職員の給与に関する勧告

職員の給与について、次の措置を講じることを勧告する。

1 職員の給与に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 3 号）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

（2）諸手当

ア 初任給調整手当

（ア）医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 417,600 円とすること。

（イ）医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 52,100 円とすること。

イ 期末手当・勤勉手当

（ア）令和 7 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.275 月分（特定幹部職員にあっては 1.075 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.000 月分（特定幹部職員にあっては 1.200 月分）とすること。

（イ）令和 8 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分（特定幹部職員にあっては 1.0625 月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9625 月分（特定幹部職員にあっては 1.1625 月分）とすること。

ウ 通勤手当

交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、駐車場の利用に係る料金を負担する職員に対し、5,000 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの料金の相当する額を支給すること。

エ 特勤勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり、準特勤公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

オ ヘキ地手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり、ヘキ地学校に準ずる学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、ヘキ地

手当に準ずる手当を支給すること。

カ 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,700 円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 22,500 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,700 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,050 円、33,750 円、11,550 円）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 4 号）の改正

（１） 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

（２） 期末手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.725 月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号）の改正

（１） 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

（２） 特定任期付職員の期末手当・勤勉手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.825 月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.9625 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.7875 月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の（２）のイの（ア）、2 の（２）のア及び 3 の（２）のアについては、令和 7 年 12 月 1 日から、1 の（２）のイの（イ）、1 の（２）のウ、2 の（２）のイ、3 の（２）のイについては、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			

57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311, 000	362, 300			
105		311, 200	362, 800			
106		311, 500	363, 200			
107		311, 800	363, 500			
108		312, 100	363, 800			
109		312, 300	364, 200			
110		312, 600	364, 600			
111		313, 000	364, 900			
112		313, 300	365, 200			
113		313, 500	365, 600			
114		313, 700				
115		314, 000				
116		314, 400				

	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員		187,800	221,800	255,900	277,600	286,300	298,200	322,400	351,100	388,700

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400		
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700		
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000		
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200		
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		

57	298, 000	306, 600	321, 000	365, 700	420, 200	434, 700	454, 400
58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	454, 700
59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	455, 000
60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	455, 200
61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	455, 400
62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	455, 700
63	300, 800	311, 300	327, 300	374, 100	423, 400	437, 000	456, 000
64	301, 200	312, 200	328, 400	375, 500	423, 900	437, 300	456, 300
65	301, 700	313, 000	329, 300	376, 700	424, 400	437, 500	456, 500
66	302, 200	313, 800	330, 400	378, 100	424, 800	437, 800	456, 800
67	302, 600	314, 600	331, 500	379, 400	425, 300	438, 100	457, 100
68	303, 000	315, 400	332, 600	380, 800	425, 800	438, 300	457, 400
69	303, 500	316, 300	333, 600	381, 900	426, 300	438, 500	457, 600
70	303, 900	317, 100	334, 700	383, 100	426, 800	438, 800	
71	304, 300	318, 000	335, 900	384, 300	427, 400	439, 100	
72	304, 800	318, 900	337, 100	385, 500	427, 900	439, 300	
73	305, 300	319, 500	337, 800	386, 800	428, 300	439, 500	
74	305, 800	320, 400	339, 100	388, 000	428, 900	439, 800	
75	306, 400	321, 300	340, 400	389, 200	429, 300	440, 100	
76	306, 800	322, 100	341, 700	390, 300	429, 500	440, 300	
77	307, 300	322, 700	342, 900	391, 400	429, 800	440, 500	
78	307, 800	323, 600	344, 300	392, 600		440, 800	
79	308, 400	324, 500	345, 700	393, 700		441, 100	
80	309, 000	325, 500	347, 100	394, 900		441, 300	
81	309, 500	326, 400	348, 400	396, 000		441, 500	
82	310, 000	327, 400	350, 000	396, 600		441, 800	
83	310, 700	328, 300	351, 500	397, 100		442, 100	
84	311, 300	329, 300	353, 000	397, 600		442, 300	
85	311, 900	330, 200	354, 400	398, 200		442, 500	
86	312, 500	331, 200	355, 900	398, 800			
87	313, 200	332, 200	357, 400	399, 400			
88	313, 900	333, 200	358, 800	400, 000			
89	314, 600	334, 100	360, 100	400, 300			
90	315, 300	335, 400	361, 300	400, 800			
91	316, 000	336, 600	362, 500	401, 300			
92	316, 700	337, 800	363, 800	401, 800			
93	317, 200	339, 000	365, 100	402, 200			
94	318, 100	340, 300	366, 600	402, 600			
95	319, 000	341, 500	368, 100	403, 100			
96	319, 800	342, 700	369, 500	403, 600			
97	320, 500	343, 900	370, 800	404, 000			
98	321, 400	345, 200	372, 000	404, 500			
99	322, 300	346, 400	373, 100	405, 000			
100	323, 200	347, 600	374, 300	405, 400			
101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700			
102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100			
103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500			
104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800			
105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100			
106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600			
107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100			
108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600			
109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900			
110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400			
111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900			
112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400			
113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700			
114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200			
115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700			
116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200			

	117	334,800	365,000	385,800	412,600					
	118	335,500	365,400	386,300	413,100					
	119	336,200	366,000	386,900	413,500					
	120	336,900	366,600	387,400	414,000					
	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100						
	123	338,300	367,700	388,600						
	124	338,800	368,100	389,000						
	125	339,100	368,500	389,500						
	126		368,900	390,000						
	127		369,300	390,500						
	128		369,700	391,000						
	129		370,100	391,300						
	130		370,500	391,800						
	131		370,900	392,300						
	132		371,300	392,800						
	133		371,500	393,100						
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100	396,800						
	143		375,600	397,300						
	144		376,100	397,800						
	145		376,400	398,100						
定年前再任用短時間勤務職員		237,400	263,500	278,700	290,100	300,900	309,800	320,300	330,700	356,900

備考

1 この表は、警察官に適用する。

2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	498,400
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	499,000
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	499,700
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	500,300
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	

46	282, 800	335, 500	402, 900	454, 100
47	283, 600	337, 200	404, 500	455, 300
48	284, 400	338, 900	405, 900	456, 500
49	285, 100	340, 600	407, 100	457, 600
50	285, 900	342, 300	408, 500	458, 800
51	286, 600	344, 000	409, 900	460, 000
52	287, 400	345, 700	411, 200	461, 200
53	288, 200	347, 400	412, 400	462, 400
54	289, 000	348, 700	413, 600	463, 600
55	289, 700	350, 000	414, 900	464, 800
56	290, 500	351, 300	416, 200	466, 000
57	291, 200	352, 800	417, 500	467, 100
58	291, 800	354, 400	418, 800	467, 700
59	292, 600	355, 900	420, 200	468, 200
60	293, 400	357, 500	421, 400	468, 700
61	294, 100	358, 900	422, 600	469, 200
62	294, 700	360, 500	424, 000	469, 800
63	295, 500	362, 100	425, 400	470, 300
64	296, 100	363, 500	426, 700	470, 800
65	297, 100	365, 000	427, 900	471, 300
66	297, 900	366, 600	429, 100	471, 900
67	298, 600	368, 200	430, 400	472, 400
68	299, 300	369, 700	431, 800	472, 900
69	299, 900	371, 200	433, 100	473, 400
70	300, 600	372, 800	434, 300	474, 000
71	301, 300	374, 300	435, 300	474, 500
72	302, 000	375, 800	436, 500	475, 000
73	302, 700	377, 300	437, 700	475, 500
74	303, 400	378, 900	438, 800	
75	304, 100	380, 500	440, 000	
76	304, 600	382, 000	441, 000	
77	305, 200	383, 400	442, 100	
78	305, 800	384, 800	443, 100	
79	306, 500	386, 200	444, 100	
80	307, 100	387, 500	445, 100	
81	307, 600	388, 800	446, 000	
82	308, 200	390, 200	446, 800	
83	308, 900	391, 500	447, 600	
84	309, 600	392, 800	448, 400	
85	310, 200	393, 900	449, 100	
86	311, 000	395, 300	449, 500	
87	311, 700	396, 600	449, 900	
88	312, 300	397, 900	450, 300	
89	313, 000	399, 100	450, 700	
90	313, 800	400, 400	451, 000	
91	314, 600	401, 500	451, 300	
92	315, 400	402, 700	451, 500	

93	315,900	403,900	451,800
94	316,700	405,000	452,100
95	317,500	406,200	452,400
96	318,300	407,400	452,600
97	318,900	408,800	452,800
98	319,600	409,800	
99	320,400	410,800	
100	321,100	411,800	
101	321,900	412,700	
102	322,700	413,700	
103	323,600	414,800	
104	324,400	415,900	
105	325,000	416,600	
106	325,800	417,500	
107	326,600	418,400	
108	327,400	419,300	
109	328,100	420,100	
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	
121	333,400	427,200	
122	333,800	427,500	
123	334,200	427,800	
124	334,700	428,000	
125	335,200	428,200	
126	335,500	428,500	
127	335,800	428,800	
128	336,100	429,000	
129	336,300	429,200	
130	336,600	429,500	
131	336,900	429,800	
132	337,100	430,000	
133	337,300	430,200	
134	337,500	430,500	
135	337,700	430,800	
136	338,000	431,000	
137	338,300	431,200	
138	338,500		
139	338,800		
140	339,100		

	141	339,300				
	142	339,500				
	143	339,800				
	144	340,000				
	145	340,300				
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再任用短時間勤務職員		239,600	301,800	317,000	332,900	350,200

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については、同欄に定める額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,700円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,400円を加算した額」と読み替えるものとする。

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	

45	281,600	313,400	395,000	414,800
46	282,400	315,200	396,300	416,000
47	283,200	316,900	397,500	417,200
48	284,000	318,500	398,600	418,400
49	284,600	320,100	399,500	419,500
50	285,400	321,800	400,700	420,500
51	286,100	323,600	401,700	421,800
52	286,800	325,300	402,800	423,000
53	287,600	326,600	403,600	424,200
54	288,400	328,500	404,700	425,300
55	289,000	330,300	405,700	426,400
56	289,700	332,000	406,700	427,500
57	290,400	333,600	407,800	428,500
58	291,200	335,500	408,800	429,700
59	292,000	337,200	409,900	430,900
60	292,600	338,900	411,000	432,100
61	293,200	340,600	412,000	432,700
62	293,900	342,300	413,100	433,500
63	294,600	344,000	414,200	434,200
64	295,100	345,700	415,200	434,700
65	295,800	347,400	416,100	435,000
66	296,500	348,700	417,000	435,300
67	297,100	350,000	418,000	435,700
68	297,700	351,300	419,000	436,100
69	298,400	352,800	419,800	436,400
70	299,100	354,300	420,600	436,800
71	299,700	355,800	421,300	437,100
72	300,400	357,300	422,100	437,400
73	300,900	358,600	422,800	437,700
74	301,500	360,100	423,400	438,000
75	302,200	361,600	424,100	438,300
76	302,700	363,000	424,800	438,600
77	303,300	364,400	425,400	438,800
78	303,900	365,900	426,100	439,100
79	304,500	367,400	426,600	439,400
80	305,100	368,900	427,200	439,600
81	305,600	370,200	427,600	439,800
82	306,100	371,500	428,000	440,100
83	306,700	372,800	428,300	440,400
84	307,300	374,000	428,500	440,600
85	307,700	375,200	428,700	440,800
86	308,100	376,400	429,000	441,100
87	308,600	377,500	429,300	441,400
88	309,100	378,600	429,500	441,600
89	309,500	379,600	429,700	441,800
90	310,000	380,700	430,000	442,100
91	310,400	381,800	430,300	442,400
92	310,900	382,900	430,500	442,600

93	311,200	384,000	430,700	442,800
94	311,700	385,100	431,000	
95	312,200	386,100	431,300	
96	312,600	387,200	431,500	
97	312,900	388,200	431,700	
98	313,300	389,200		
99	313,700	390,100		
100	314,100	391,000		
101	314,500	391,800		
102	314,800	392,800		
103	315,100	393,600		
104	315,400	394,500		
105	315,600	395,300		
106	315,900	396,200		
107	316,200	397,100		
108	316,400	398,000		
109	316,600	398,800		
110	316,800	399,800		
111	317,100	400,700		
112	317,400	401,600		
113	317,600	402,200		
114	317,800	403,100		
115	318,000	404,000		
116	318,300	404,900		
117	318,600	405,700		
118	318,800	406,400		
119	319,100	407,200		
120	319,400	408,000		
121	319,600	408,600		
122	319,800	409,300		
123	320,000	410,000		
124	320,300	410,600		
125	320,600	411,200		
126		411,900		
127		412,400		
128		413,000		
129		413,600		
130		414,200		
131		414,700		
132		415,200		
133		415,500		
134		415,800		
135		416,000		
136		416,300		
137		416,600		
138		416,900		
139		417,200		
140		417,500		

	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
定年前再任用短時間勤務職員		224,400	293,900	302,200	310,000	331,400

備考

- 1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については、同欄に定める額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,500円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,200円を加算した額」と読み替えるものとする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,800	440,800	
	39	259,600	320,600	386,400	442,200	
	40	261,200	321,400	388,800	443,600	
	41	262,600	322,100	390,700	444,700	
	42	263,900	322,600	391,700	446,000	
	43	265,300	323,100	392,500	447,400	
	44	266,700	323,500	393,200	448,700	

45	268, 200	323, 900	393, 900	449, 500
46	269, 500	324, 400	395, 200	450, 300
47	270, 700	324, 900	396, 400	451, 200
48	271, 900	325, 300	397, 900	452, 100
49	273, 100	325, 700	398, 700	452, 900
50	274, 200	326, 400	399, 300	453, 700
51	275, 300	327, 300	400, 100	454, 300
52	276, 400	328, 100	400, 800	455, 100
53	277, 400	328, 800	401, 500	455, 500
54	278, 500	329, 500	402, 100	456, 100
55	279, 500	330, 200	402, 800	456, 600
56	280, 500	331, 300	403, 400	457, 100
57	281, 500	332, 200	404, 100	457, 600
58	282, 200	333, 300	404, 800	458, 200
59	282, 700	334, 400	405, 400	458, 700
60	283, 300	335, 400	406, 000	459, 200
61	283, 900	336, 500	406, 700	459, 700
62	284, 500	337, 900	407, 400	460, 300
63	285, 100	339, 200	407, 900	460, 800
64	285, 600	340, 500	408, 500	461, 300
65	286, 200	341, 900	409, 100	461, 800
66	286, 700	343, 800	409, 600	
67	287, 300	345, 200	410, 200	
68	287, 800	345, 600	410, 800	
69	288, 400	345, 900	411, 300	
70	289, 100	346, 400	411, 800	
71	289, 700	346, 700	412, 300	
72	290, 300	347, 100	412, 800	
73	290, 900	347, 400	413, 500	
74	291, 500	347, 700	413, 900	
75	292, 100	348, 100	414, 400	
76	292, 800	348, 500	415, 000	
77	293, 400	349, 000	415, 700	
78	294, 100	349, 500	416, 000	
79	294, 800	350, 000	416, 500	
80	295, 300	350, 500	417, 100	
81	295, 900	351, 000	417, 800	
82	296, 500	351, 500	418, 100	
83	297, 200	351, 900	418, 600	
84	297, 800	352, 400	419, 200	
85	298, 300	352, 800	419, 900	
86	298, 900	353, 200	420, 200	
87	299, 600	353, 700	420, 400	
88	300, 200	354, 100	420, 700	
89	300, 700	354, 600	421, 100	
90	301, 300	355, 000	421, 400	
91	302, 000	355, 400	421, 500	
92	302, 600	355, 800	421, 700	

	93	303,200	356,300	422,000		
	94	303,800	356,700			
	95	304,400	357,100			
	96	305,000	357,500			
	97	305,300	358,000			
	98	305,800	358,400			
	99	306,400	358,800			
	100	306,900	359,200			
	101	307,300	359,600			
	102	307,700	359,800			
	103	308,000	360,000			
	104	308,400	360,200			
	105	308,800	360,400			
	106	309,200	360,600			
	107	309,600	360,800			
	108	309,900	361,000			
	109	310,100	361,200			
	110	310,500	361,400			
	111	310,800	361,600			
	112	311,000	361,800			
	113	311,300	362,000			
	114	311,600	362,200			
	115	311,900	362,400			
	116	312,200	362,600			
	117	312,400	362,800			
	118	312,700	363,000			
	119	312,900	363,200			
	120	313,200	363,400			
	121	313,500	363,600			
	122	313,700				
	123	313,900				
	124	314,000				
	125	314,100				
	126	314,300				
	127	314,500				
	128	314,600				
	129	314,700				
	130	314,900				
	131	315,100				
	132	315,200				
	133	315,300				
	134	315,500				
	135	315,700				
	136	315,800				
	137	315,900				
	138	316,100				
	139	316,300				
	140	316,400				

	141	316,500				
	142	316,700				
	143	316,900				
	144	317,000				
	145	317,100				
	146	317,300				
	147	317,500				
	148	317,600				
	149	317,700				
	150	317,900				
	151	318,100				
	152	318,200				
定年前再任用短時間勤務職員		222,700	254,500	295,400	323,300	389,300

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

医療職給料表（１）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	

	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400		
	67		498,000		
	68		498,500		
	69		499,000		
	70		499,500		
	71		500,000		
	72		500,500		
	73		500,900		
定年前再任用短時間勤務職員		293,200	350,600	389,200	421,300

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級 号 給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	

45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
78	265,000	301,000	338,100	359,700		
79	265,300	301,200	338,500	359,900		
80	265,500	301,500	339,000	360,200		
81	265,700	301,800	339,500	360,700		
82	266,000	302,000	339,800	361,000		
83	266,300	302,300	340,000	361,300		
84	266,500	302,600	340,300	361,600		
85	266,700	302,800	340,700	362,000		
86		303,000	341,100	362,300		
87		303,200	341,400	362,600		
88		303,400	341,700	362,900		
89		303,800	342,000	363,300		
90		304,000	342,200	363,600		
91		304,200	342,600	363,800		
92		304,400	342,900	364,100		

	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300	368,200			
	103		307,200	345,700	368,600			
	104		307,500	345,900	369,000			
	105		307,800	346,100	369,500			
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
	110			347,700				
	111			348,100				
	112			348,500				
	113			348,700				
	114			349,000				
	115			349,400				
	116			349,800				
	117			350,000				
	118			350,300				
	119			350,700				
	120			351,100				
	121			351,300				
定年前再任用短時間勤務職員		186,700	215,500	245,900	258,700	282,200	296,000	321,600

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

医療職給料表（３）

職員の区分	職務の級 号 給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	

45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300		
90	297,700	326,500	363,400	381,800		
91	298,200	327,500	364,000	382,100		
92	298,700	328,500	364,600	382,400		

93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200
110	306, 500	337, 800	372, 400	
111	306, 700	338, 100	372, 900	
112	307, 000	338, 400	373, 300	
113	307, 300	338, 700	373, 700	
114	307, 500	339, 100	374, 100	
115	307, 800	339, 400	374, 600	
116	308, 000	339, 700	375, 100	
117	308, 300	339, 900	375, 500	
118	308, 500	340, 200	376, 000	
119	308, 800	340, 500	376, 500	
120	309, 100	340, 700	377, 000	
121	309, 400	340, 900	377, 300	
122	309, 700	341, 200	377, 800	
123	310, 000	341, 500	378, 300	
124	310, 300	341, 800	378, 800	
125	310, 500	342, 000	379, 100	
126	310, 700	342, 300		
127	311, 000	342, 600		
128	311, 400	342, 800		
129	311, 600	343, 000		
130	311, 900	343, 200		
131	312, 200	343, 500		
132	312, 600	343, 700		
133	312, 800	344, 000		
134	313, 100	344, 400		
135	313, 400	344, 800		
136	313, 700	345, 200		
137	313, 900	345, 500		
138	314, 200	345, 900		
139	314, 500	346, 300		
140	314, 800	346, 700		

	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600	351,800					
	155	318,800	352,200					
	156	319,100	352,600					
	157	319,400	352,900					
定年前再任用短時間勤務職員		223,600	247,000	265,400	273,800	286,000	313,800	333,300

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

海事職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	221,200	295,800	333,000	379,900	422,900
	2	222,900	296,700	334,100	381,600	425,000
	3	224,600	297,600	335,200	383,300	427,100
	4	226,200	298,400	336,200	384,800	429,200
	5	227,700	299,300	337,100	386,300	431,100
	6	230,400	300,200	338,500	388,000	432,500
	7	233,200	301,100	340,100	389,700	433,900
	8	235,800	301,900	341,700	391,200	435,200
	9	238,500	302,800	343,600	392,700	436,500
	10	240,700	303,700	345,200	394,200	437,800
	11	242,800	304,600	346,800	395,600	439,000
	12	244,900	305,500	348,400	397,100	440,200
	13	246,900	306,400	350,100	398,600	441,400
	14	248,700	307,400	351,700	400,000	442,600
	15	250,500	308,400	353,300	401,300	443,700
	16	252,100	309,300	354,800	402,600	444,800
	17	258,000	310,300	356,300	404,100	445,800
	18	261,000	311,300	357,100	405,600	446,800
	19	263,900	312,300	357,900	407,200	447,900
	20	266,800	313,400	358,600	408,800	449,000
	21	269,700	314,200	359,400	410,300	449,900
	22	271,700	315,000	360,100	411,700	450,700
	23	273,700	315,800	360,900	413,100	451,600
	24	275,600	316,800	361,600	414,500	452,400
	25	277,400	317,900	362,400	415,800	453,300
	26	278,800	319,000	363,100	417,000	454,200
	27	280,300	320,000	363,900	418,200	455,000
	28	281,700	321,000	364,600	419,400	455,800
	29	283,000	321,800	365,300	420,600	456,200
	30	284,000	322,600	366,000	421,600	456,700
	31	284,700	323,400	366,600	422,600	457,300
	32	285,300	324,200	367,300	423,600	457,800
	33	285,800	324,900	368,000	424,100	458,300
	34	286,300	325,700	368,600	424,900	458,600
	35	286,700	326,500	369,300	425,800	459,000
	36	287,100	327,300	369,900	426,700	459,400
	37	287,600	328,100	370,600	427,500	459,700
	38	288,400	328,900	371,200	428,400	460,200
	39	289,100	329,600	371,800	429,200	460,800
	40	289,700	330,200	372,500	430,100	461,400
	41	290,300	330,900	373,200	430,900	462,000
	42	290,800	331,700	373,900	431,700	462,700

43	291, 300	332, 400	374, 600	432, 600	463, 300
44	291, 800	333, 000	375, 200	433, 100	463, 900
45	292, 400	333, 600	375, 800	433, 300	464, 200
46	293, 100	334, 300	376, 600	433, 700	464, 800
47	293, 800	335, 000	377, 400	434, 000	465, 400
48	294, 200	335, 500	378, 100	434, 300	466, 000
49	294, 500	335, 900	378, 900	434, 600	466, 400
50	294, 800	336, 300	379, 800	434, 800	466, 700
51	295, 100	336, 700	380, 600	435, 100	467, 000
52	295, 400	337, 000	381, 300	435, 500	467, 200
53	295, 900	337, 300	381, 900	435, 800	467, 400
54	296, 400	337, 600	382, 800	436, 300	467, 600
55	296, 900	337, 900	383, 700	436, 800	467, 900
56	297, 500	338, 200	384, 500	437, 300	468, 200
57	298, 000	338, 400	384, 800	437, 900	468, 400
58	298, 500	338, 700	385, 100	438, 500	468, 700
59	299, 000	339, 000	385, 400	439, 000	469, 000
60	299, 600	339, 200	385, 700	439, 500	469, 200
61	300, 100	339, 500	386, 000	440, 100	469, 400
62	300, 700	339, 800	386, 300	440, 600	
63	301, 300	340, 100	386, 600	441, 100	
64	301, 900	340, 300	386, 900	441, 600	
65	302, 400	340, 500	387, 100	442, 100	
66	303, 000	340, 800	387, 300	442, 700	
67	303, 500	341, 100	387, 600	443, 200	
68	304, 000	341, 300	387, 900	443, 800	
69	304, 500	341, 500	388, 200	444, 300	
70	304, 900	341, 800	388, 400	444, 800	
71	305, 400	342, 100	388, 700	445, 400	
72	305, 800	342, 300	389, 000	446, 000	
73	306, 100	342, 500	389, 300	446, 300	
74	306, 500	342, 800	389, 700	446, 900	
75	306, 900	343, 100	390, 100	447, 500	
76	307, 200	343, 300	390, 500	448, 000	
77	307, 600	343, 500	390, 900	448, 400	
78	308, 000	343, 800	391, 300	448, 900	
79	308, 300	344, 100	391, 800	449, 600	
80	308, 500	344, 300	392, 300	450, 300	
81	308, 800	344, 500	392, 700	450, 500	
82	309, 000	344, 800	393, 100		
83	309, 300	345, 100	393, 500		
84	309, 600	345, 300	393, 900		
85	309, 900	345, 500	394, 400		
86	310, 100	345, 800	394, 900		
87	310, 400	346, 000	395, 400		
88	310, 700	346, 200	395, 900		

	89	311,000	346,500	396,200		
	90	311,300	346,800	396,600		
	91	311,600	347,000	396,900		
	92	311,800	347,300	397,300		
	93	312,000	347,500	397,800		
	94	312,300	347,700	398,100		
	95	312,600	348,000	398,600		
	96	312,800	348,300	399,000		
	97	313,000	348,500	399,600		
	98	313,300	348,800			
	99	313,600	349,000			
	100	313,800	349,300			
	101	314,000	349,500			
	102	314,300	349,700			
	103	314,600	349,900			
	104	314,800	350,100			
	105	315,000	350,500			
	106	315,200	350,700			
	107	315,500	350,900			
	108	315,800	351,200			
	109	316,000	351,500			
	110	316,300	351,700			
	111	316,600	352,000			
	112	316,800	352,300			
	113	317,000	352,500			
	114	317,200				
	115	317,400				
	116	317,700				
	117	318,000				
	118	318,300				
	119	318,500				
	120	318,700				
	121	319,000				
定年前再任用短時間勤務職員		223,300	246,800	279,700	315,400	328,600

備考

- 1 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別記第 2

第 6 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第 6 条第 2 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

別記第 3

第 7 条の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

別紙第3

人事管理に関する報告

人口減少や少子高齢化、激甚化・頻発化する自然災害、社会経済や国際情勢の変動など、鳥取県と県民を取り巻く環境は急速に変化している中、鳥取県においては山積する課題に対して、積極的かつ前向きに施策に取り組んできた。

とりわけ、若手職員の意欲と想像力を発揮することを目的とした「とっとり未来創造タスクフォース」の立上げなど、若手職員を中心にやりがいを持って業務を行える環境、成長できる環境を整備し、様々な課題に向き合うための鳥取県づくりを進めているところである。

今後とも様々な課題に対して迅速かつ的確に対応していくためには、「職員が成長し、やりがいをもってその能力を発揮できる魅力ある組織の実現」と「職員が健康的かつ安全に安心して働けることができる職場環境の整備」が必要である。

本年の人事管理に関する報告では、この2点について、重点的に意見を述べる。

1 職員が成長し、やりがいをもってその能力を発揮できる魅力ある組織の実現

高度化、多様化する行政サービスに対するニーズに対応すべく県民への行政サービスを維持、向上していくためには、職員が成長し、その能力を十分に発揮していくことが重要であり、そのような誰もがやりがいをもって活躍できる魅力ある組織を実現することは、幅広い人材から「選ばれる鳥取県」につながるものである。

(1) 幅広い人材から選ばれる魅力ある組織の実現

近年、生産年齢人口の減少や民間企業の採用意欲の高まり等を背景として人材獲得競争が激化している。本県ではこれまで、積極的な広報活動や、採用試験の見直し等により、幅広い人材を確保するための取組を進めているところであるが、令和7年度の大学卒業程度の県職員採用試験において、申込者数が昨年度と比べて減少するとともに、一部の職種では採用予定者数を確保できておらず、人材の確保が困難な状況が続いている。

人材の確保は全庁を挙げて取り組むべき最重要の課題である。幅広い人材から「選ばれる鳥取県」を実現するためには、公務員の仕

事内容やそのやりがい、また、多様な人材が成長し、その能力を発揮できる本県の組織や取組の魅力を広く伝えていくため、インターンシップの拡充、SNSによる情報発信の強化、高校・大学等への訪問の強化などの取組を更に進めていく必要がある。

県職員採用試験においては、学生等のキャリアプランに沿った採用環境を整えるために、採用候補者名簿登載後に大学院進学等の選択を可能とする採用候補者名簿の期限延長や、大学卒業程度試験の受験対象を大学3年生以上とすること、また、労働市場の流動化等を踏まえ、中途採用の強化や即戦力になり得る公務員経験者を対象とした試験制度の導入など、様々な点から試験制度の見直しを検討する必要がある。

併せて、知事部局においては、様々な事情を抱えた人が多様な働き方を選択することができる鳥取方式短時間勤務職員や何らかの事情により一度退職した職員を即戦力の人材として再採用するアルムナイ採用が導入されているところであるが、これらの制度についても、成果や課題を十分に検証した上で、各任命権者とも、幅広い周知や多様な職種への拡充など必要な制度の充実を図るべきである。

(2) 職員の成長及び能力発揮の支援

職員の「成長」は根本的には職員自身の意志と努力によるものであるが、職員の能力の向上と発揮を組織として喚起、支援していく組織文化、風土とそのための仕組みも不可欠である。自ら成長しようとする、また、成長しようとする他の職員を助ける組織文化、風土については引き続きこれを守り育てていくことが重要である。

また、地方公務員法においては、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で人事評価を行い、これを任用、給与その他の人事管理の基礎とすることとされている。職員が高い意欲をもって成長し続け、能力を発揮し続けるためには職員の努力、成果が正当に評価されることが必要であり、その基礎である人事評価制度の適正な運用は、職員の意欲と成長を促し、その能力の発揮、ひいては組織パフォーマンスの向上につながるものである。

人事院においては、人材獲得競争が激しくなる中、優秀な人材の確保に向け、「実力本位で活躍できる公務」を掲げ、職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討することとしている。

こうした国の状況も踏まえて、能力・実績に基づく人事管理の検

討を進めていく必要がある。

その根幹となる人事評価制度が本来の制度趣旨を十分に発揮できるよう、評価者と評価対象者双方に納得性のある制度とするため、評価を行う職員に向けた評価・育成能力の向上のための研修等の取組をこれまで以上に充実していく必要がある。

2 職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境の整備

職員がやりがいをもって、能力を高め、発揮するためには、その前提、基盤として健康的かつ安全に安心して働くことができる職場環境が不可欠である。

そのためには、職場内に職員の能力の向上や発揮を阻む要因が生じていないか常に探索するとともに、そのような要因が認められた際は速やかに、かつ、可能な限りこれを取り除く必要がある。

また、職員に健康面や家庭面等における勤務上の何らかの支障などが生じた際は、できるだけ速やかに勤務へ復帰できるよう支援し、継続して能力を発揮することができる環境を整備することが重要である。

(1) 疾病の予防・治療、労働環境の改善

本県職員の長期療養者のうち精神疾患による療養者数は令和元年度に 100 人に達し、令和 2 年度以降は 100 人を超える状況が続いている（参考資料第 34 表）。

地方公務員の精神疾患による長期療養者数の増加は全国的な傾向であり、本県においても職員の精神疾患の予防や早期発見、早期対応に向けて健康相談体制の強化等に取り組んできたところであるが、職場内で周りの職員とのコミュニケーションが希薄化することともメンタルヘルス不調の要因の一つと考えられることから、風通しがよく働きやすい職場環境の整備をより一層進めていくことが必要である。

また、近年の夏季の酷暑を踏まえて、令和 7 年 6 月 1 日からは、職場における熱中症対策を強化するための改正労働安全衛生規則が施行され、事業者による熱中症対策が義務化された。本県でも、所属ごとに熱中症担当者を置くとともに、熱中症のおそれのある者に対する処置の手順書を作成し、職員へ周知するよう任命権者から通知されたほか、執務室内の温度管理については、県庁本庁舎、各総合事務所等で令和 7 年 9 月から冷房時間を順次延長するなど取組を進めているところである。冬季の暖房についても、運用時間、温度

管理を柔軟に行うなど引き続き、適切な職場環境の整備を進めていくことが求められる。

(2) 長時間労働の是正等

ア 時間外勤務の縮減と上限時間の遵守

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上、ワークライフバランスの推進、人材の確保といった観点から非常に重要な課題であり、本委員会も最も優先すべき課題の一つと認識している。

知事部局において、令和 6 年度の職員 1 人当たりの年間時間外勤務時間数を前年度と比較すると、全体では減少しているものの、令和 5 年度にコロナ禍が明け大きく減少した中、令和 6 年度には減少が鈍化しており、本庁においては増加となっている（参考資料第 29 表）。

本県では、平成 31 年 4 月から、人事委員会規則により職員が時間外勤務を行うことができる上限時間を設定したところであるが、上限時間を超える時間外勤務を命ぜられた職員が相当数存在しており、人事委員会規則が遵守されていない状況が繰り返されていることは非常に問題である。この職場は時間外勤務が多いのは仕方がない、この時期はこれぐらいの時間外勤務を行うのはやむを得ないという職場風土や職員意識を改革していくことが必要であり、それと併せ個々の職場の実情に応じた効果的な縮減策を検討し、実践することにより、上限時間の厳守を強く意識することを改めて徹底しなければならない。

特に、特例業務以外の業務で月 100 時間以上の時間外勤務を命ぜられた職員が 2 年連続で 50 名以上と高止まりしており、職員の心身の健康保持の面からも非常に憂慮すべき状況にある。このため、このような長時間の時間外勤務を無くすための方策に集中的に取り組むべきである。

本委員会としても、労働基準監督機関としての権限に基づき、事業場調査等を通じて実態や取組状況の把握に努め、必要に応じて改善指導を行うなど、長時間勤務の是正に引き続き取り組んでいく。

イ 業務量に応じた体制整備と体制に応じた業務の見直し、削減

時間外勤務縮減と上限時間遵守の取組を進めてもなお業務量に比して要員が十分でなく、恒常的に上限時間を超える時間外勤務を命じざるを得ない所属等については、職員の健康確保のためにも、ま

た、行政サービスの維持のためにも、業務量に応じた要員が確保される必要がある。各任命権者においては、引き続き、特定の所属や職員に負担が集中しないよう十分に配慮しつつ、業務量に応じた要員の配置など、柔軟な人事管理を行っていくことが重要である。

反面、要員も、それを支える財源も無限ではなく、特に近年人材獲得競争が激化する中、業務の見直し、削減がこれまで以上に重要となっている。今後も行政ニーズのさらなる高度化、多様化が予想されるところ、財源はもとより人員、時間についても有限であり、さらには必要とする人員が確保できない状況も十分想定した上で、人員に応じた業務量という視点もより強く念頭に置きながら徹底した業務見直しを実行していくことが重要である。

その際、各所属の工夫や職員の意識のみの問題ではなく、そもそもその業務は本当にしなければならないものなのか、やめることはできないのか、県が行うべきなのかという根源に立ち返って、大胆な業務の精選を行う必要がある。

また、日ごろの業務の細やかな見直しも継続的に進めていくことが必要であり、その部分については、業務状況を把握している管理職員の業務マネジメントによるところが大きいことから、管理職員の意識改革やマネジメント能力の向上のための取組も合わせて進めていく必要がある。

ウ 教員の労働環境の改善

令和 6 年度の県立学校の教員の時間外業務の状況をみると、年 360 時間を超える時間外業務を行った職員の割合は令和 5 年度より増加している（参考資料第 26 表）。

教育行政の維持向上に関わる重要な課題である教員の長時間労働の是正、教員の負担軽減のためには、業務削減等の取組の強化に加え、管理職員だけでなく全ての教員が意識を改革し、教育現場全体が一丸となって時間外業務の縮減の機運を醸成していく取組をさらに進めていく必要がある。

県教育委員会においては、教職員の多忙解消・負担軽減に向け、令和 3 年 4 月に策定、令和 6 年 4 月に一部改訂した「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」において、時間外業務が月 45 時間、年間 360 時間を超える長時間勤務者の解消を目標に、業務カイゼンの取組を推進している。

なお、市町村立学校の教員の働き方改革については、任命権者である県教育委員会が教員の服務監督権限を有する市町村教育委員会

や労働基準監督権限を有する市町村長と連携することが不可欠であるため、一体となった取組の強化が必要である。

また、学校現場においては、教員の正規の勤務時間外における業務は、原則として時間外勤務命令に基づくものではない。学校長等の管理職員が職員の勤務時間を正確に把握することは重要な責務であり、教職員の生命、身体等の安全を確保しつつ勤務することができるよう必要な配慮を行う義務（安全配慮義務（※））の意識を持ちながら、各教員が持ち帰り業務を含めて正規の勤務時間外に行っている業務内容の把握と勤務時間の適正な管理を徹底することがより一層求められる。

※心身の不調から業務の軽減を求めた教員に対し、学校長等が具体的な措置を講じなかったことが安全配慮義務違反にあたるとした判決が確定。

（2022 年（令和 4 年）6 月大阪地裁判決）

エ 勤務時間の適正管理

長時間労働を是正するためには、勤務時間を適正に管理する必要がある。

本県では、ＩＣカード職員証などを活用した客観的な記録を基礎とした勤務時間管理が行われているが、管理職員は、退庁時刻と勤務終了時刻との乖離の状況等も含めて部下職員の勤務時間の適正管理を行う必要がある。その際、時間外勤務の状況を数値の把握だけ行うのではなく、職員が健康的かつ安全に安心して働くことができる職場環境を築くことを管理職員は強く意識し、職場における適切な業務配分と計画的な業務遂行などの業務マネジメントを適正に行うことが求められる。

各任命権者においては、時間外勤務の状況が正確に把握できない中では縮減に向けた有効な対策を講じることが困難であることを認識し、職員の勤務時間が適正に把握できているか、随時、点検を続ける必要がある。

（３） 時代に即した働き方の推進等

職員がやりがいを持ちながら、その能力を高め、発揮するためには、時代に即した働き方の推進をしていく必要がある。

特に、少子高齢化、職員の年齢構成、定年の引上げ等を踏まえると、子育てや介護等を行う職員への支援が今後さらに重要性を増すことが予想される。本県においても、子育てや介護等を行いながら働く職員に対する仕事と家庭生活の両立支援に係る制度の整備、充

実を図ってきたところであり、令和7年4月からは、選択的週休3日制の対象要件の緩和等のフレックスタイム制度の拡充及び柔軟化、子の看護休暇の拡充及び家族看護休暇の創設、夏季休暇の取得期間の延長等の取組を行っているところであり、また多様な働き方という面では、県職員の副業制度の見直しについても検討が進められているところである。ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、それに応じた勤務環境の整備が求められており、これらの取組を通じて、時代に即した柔軟な働き方を推進していくことが重要である。

一方で、それらの制度を利用する職員と同じ所属に勤務する職員の負担に対しても十分に配慮することも求められる。

また、本年の人事院勧告においては、様々な事情を抱えながらも職員が継続して活躍していくための措置としての無給休暇の導入を検討していくことが言及されたところである。本県においては、令和7年度から様々な事情を抱えた人が無給休暇を活用して多様な働き方を選択することができる鳥取方式短時間勤務職員を採用するなど、国に先行して取組を進めているところであるが、今後の国の動向を踏まえ、多様な働き方を可能とする新たな無給休暇についても検討を進めていく必要がある。

(4) ハラスメントの防止・対策

ハラスメントは、被害者の尊厳や人格を不当に害する、人権に関わる重大な問題である。また、被害者だけでなく職場全体の能力発揮を阻み、貴重な人材の損失や行政サービスの低下にもつながるものである。

各任命権者においては、ハラスメントに関する研修やセルフチェック等のハラスメントの防止に向けた対策を講じているところである。また、職員からのハラスメントに関する相談に対応する体制についても整備しているところであるが、各任命権者が設置する相談窓口にはここ数年、合計で年間40件前後の相談が寄せられている。各任命権者においては、ハラスメントに至らない事案を含めた個々の事案に丁寧に対応し、ゼロハラスメントに向けた取組を一層進められたい。併せて、職員が相談をためらうことがないような相談しやすい体制となっているか、個々の事案にきめ細やかに対応できる体制となっているか等を適宜点検することにより、ハラスメント対応体制をより効果的なものとしていくことが重要である。

近年、社会全体で関心が高まり民間企業における取組が強化され

ているカスタマー・ハラスメントへの対策も講じる必要がある。本年6月には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）が改正され、労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超える顧客等からの言動により労働者の就業環境が害されることを防ぐため、雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務付けることとなっている。人事院においては、民間労働法制の施行時期に遅れることなく、カスタマー・ハラスメントについて必要となる取組を人事院規則に明記し、カスタマー・ハラスメントに対して組織として毅然とした対応を取りやすくするなど、各府省におけるカスタマー・ハラスメント対策を支援することとしている。

本県においても、現在、名札の名字のみの表記や、職員名簿の所属長一覧の見直し、電話機の録音機能の付加などの対策を講じているところであるが、今後も国の状況を踏まえて、カスタマー・ハラスメント対策を推進していく必要がある。

（５） 意欲ある職員が働き続けることができる職場環境の整備

意欲ある職員が働き続けることができる職場環境の整備に向け、これまで述べてきたような取組に加え、現状を把握、分析して課題を抽出し、対策を講じていくことが重要と考えられる。

近年、自己都合等による退職が増加傾向にある状況等を踏まえ、各職員の事情に配慮しつつ可能な範囲で全ての世代において退職理由の把握、分析を実施し、意欲があり働き続けたいが事情により離職せざるを得ない職員を出さないために、それぞれの事情に即した職場環境の改善を一層進めていくことにより、効果的な対策を検討されたい。

３ 結び

本年の人事管理に関する報告を踏まえ、多様な職員により構成される鳥取県において、全ての職員がやりがいを持って働くことができ、成長しながら能力を発揮できる魅力ある組織を実現していくこと、職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境を整備する取組や時代に即した働き方をさらに進め「選ばれる鳥取県」を実現することを目指して、本報告に真摯に向き合い、適切に対応されることを期待する。

職員におかれては、本県を取り巻く環境が急速に変化していく中日々職務に精励し県民サービスの維持、向上に懸命に努力するとともに、様々な課題に前向きに取り組み先進的な施策を実施されているところである。

このような職員の努力に対し、本委員会としても心から敬意を表するものである。

今後とも心身の健康にも十分に留意しつつ、県民とその生活を守るため、高い使命感と厳正な規律をもって職務に精励し、もって県民の期待と信頼に応えられることを期待する。

議会及び知事におかれては、「人事管理に関する報告制度」についてご理解いただき、この報告に基づいて適切に対応されるよう要請する。